

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者支援制度関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時に要支援者が地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図るため、関係団体へ対象者リストを提供するとともに台帳を整備するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、家族状況、健康状況、病歴、障がい歴	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	本人の家族、民生委員、自治会役員、福祉専門職からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	支援組織等（消防、警察、民生・児童委員、自治会、鳥取市社会福祉協議会、自主防災組織等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等への給付金支給関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等の低所得世帯へ給付金を支給するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、世帯構成、住民税課税情報、支給判定、給付額	
記録範囲	基準日において住民登録がある者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、住民税課税情報、他自治体への情報照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険認定関係綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険サービスを受けるために必要な要介護認定を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、居住状況、健康保険証番号、個人番号、介護保険被保険者番号、主治医名	
記録範囲	介護保険被保険者、介護保険認定申請者	
記録情報の収集方法	申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	適用除外施設関係綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の資格管理を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、続柄、個人番号、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者、適用除外施設入所申請者	
記録情報の収集方法	申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	居宅サービス計画作成依頼届出書綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	居宅サービスの現物給付を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、個人番号、介護保険被保険者番号、居宅介護支援(介護予防)事業者名、事業者番号	
記録範囲	介護保険被保険者、居宅サービス計画作成依頼届出申請者	
記録情報の収集方法	届出書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料納付勧奨関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の納付勧奨を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料還付・充当関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の還付・充当を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料収入日計表ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の収納金の集計を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険被保険者証交付関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者証を発行するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、個人番号、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム・本人から提出された保険者証交付申請書より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料口座振替依頼関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の口座振替を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料特別徴収データ関係綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の特別徴収を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料賦課更正関係綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料の賦課を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、介護保険被保険者番号	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	福祉用具購入費関係綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉用具購入費の一部を支給するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、居宅介護支援(介護予防)事業者名、事業者番号	
記録範囲	介護保険被保険者、福祉用具購入費支給申請者、サービス事業者	
記録情報の収集方法	本人、代理人から提出された福祉用具購入費支給申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	高額介護サービス費綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	高額介護サービス費の算定、支給を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、世帯構成、個人番号、被保険者番号、支給先口座情報、受取の委任者・受任者	
記録範囲	介護保険被保険者、高額介護サービス費支給申請者、受取受任者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、サービス事業者（入所施設等）からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険高額医療合算介護サービス費支払関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	高額医療合算介護サービス費の算定、支給を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、被保険者番号、国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者番号、支給先口座情報、受取の委任者・受任者	
記録範囲	介護保険被保険者、高額医療合算介護サービス費支払申請者、受取受任者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、サービス事業者（入所施設等）からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護給付費過誤申立関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	サービス事業者が請求した介護給付費に誤りがあった場合に過誤調整を行うために利用する。	
記録項目	氏名、被保険者番号、サービス事業者名、事業者番号、単位数	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	サービス事業者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護保険負担限度額認定申請書ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険負担限度額の認定処理を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、世帯構成、個人番号、被保険者番号、資産状況、収入状況、預貯金額、有価証券、その他（現金、負債）	
記録範囲	介護保険被保険者、負担限度額認定申請者、配偶者または世帯員	
記録情報の収集方法	本人、代理人、居宅介護（介護予防）支援事業者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	社会福祉法人等利用者負担軽減認定関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	社会福祉法人等利用者負担軽減の認定処理を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、世帯構成、個人番号、被保険者番号、資産状況、収入状況、預貯金額、有価証券、その他（現金、負債）	
記録範囲	介護保険被保険者、負担軽減認定申請者、配偶者または世帯員	
記録情報の収集方法	本人、代理人、居宅介護（介護予防）支援事業者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護給付負担割合証綴	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付に係る負担割合の算定、証書の発行を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、個人番号、収入状況、負担割合、有効期間、送付先	
記録範囲	介護保険被保険者、世帯員	
記録情報の収集方法	住民情報システム、番号連駆サーバより取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	敬老会対象者名簿	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	各地域で長寿を祝福することを目的として開催される敬老祝賀事業に関して、事業の公益性・公平性を鑑み対象者全員への行事となるようにするために、対象者を把握するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所	
記録範囲	敬老会を開催する年度の4月2日から翌年度の4月1日までに満75歳以上となる者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町地域福祉推進協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	金婚・ダイヤモンド婚該当者調査名簿	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	結婚 50 周年及び 60 周年のご夫婦に祝詞・記念品を贈呈することにより、対象者に敬意を表し、併せて高齢者の生きがいの増進を図るため対象者リストとして利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、婚姻年月	
記録範囲	結婚 50 周年及び 60 周年のご夫婦のうち該当報告のあった者	
記録情報の収集方法	本人からの回答(各担当地区社協経由)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	(社福)鳥取市社会福祉協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者の介護保険認定、給付関連情報や疾病、生活状況等を把握し、介護保険事業計画作成、実施及び評価並びに地域支援事業の実施のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、婚姻歴、家族状況、居住状況、介護保険被保険者番号、職業・職歴、学業・学歴、趣味、収入状況、公的扶助、給付の額、要介護度、疾病及び治療に関する情報	
記録範囲	アンケート調査の回答者、介護保険認定申請者及び介護サービス利用者	
記録情報の収集方法	本人からのアンケート調査等の回答、MCWEL（要支援・要介護認定情報、サービス利用実績）、健康診査記録票ファイル（健診受診の有無及び健診結果）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター支援システム SP (WISEMAN) ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿社会課	
個人情報ファイルの利用目的	相談内容の記録のために利用及び、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントプランを作成したり、内容を国保連へ報告するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、相談内容に応じ記録項目は必須ではない。、介護保険被保険者番号、職業・職歴、学業・学歴、趣味、収入状況、公的扶助、給付の額、要介護度、疾病、治療及び身体に関する情報	
記録範囲	相談者、介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	相談により収集、ケアマネジメント業務により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳の交付等に関する申請の受付・進達及び身体障害者の手帳の認定・交付を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、性別、住所、電話番号、続柄、個人番号	
記録範囲	身体障害者手帳所持者及び手帳交付等申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（家族、医療機関等）から提出された手帳交付等申請書、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	療育手帳関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	療育手帳の交付等に関する申請の受付・進達及び知的障害者への手帳の発行・交付を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、個人番号、質問票にて、申請理由・日常生活を送るうえでの困りごとやかかっている病院等を聞き取り記載を行う。	
記録範囲	療育手帳所持者及び手帳交付等申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（家族、医療機関等）から提出された手帳交付等申請書、住民基本台帳、聞き取り調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県（障がい福祉課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳を発行・交付するために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、個人番号、年金(障害)	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳所持者及び手帳交付等申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族、医療機関等)から提出された手帳交付等申請書、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県精神保健福祉センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	自立支援(更生医療・育成医療)支給認定関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体に障がいのある方に必要な自立支援医療費(更生医療、育成医療)を支給し、障がいの除去・軽減や機能回復を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、健康保険証番号、個人番号、収入状況、納税状況	
記録範囲	自立支援医療の支給対象者、同一保険の加入者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族、医療機関等)から提出された支給認定申請書、住民基本台帳、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療費(精神通院)支給認定関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行等を行うために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、健康保険証番号、個人番号、収入状況、納税状況、年金(老齢・障害・遺族)	
記録範囲	自立支援医療(精神通院医療)利用者及び申請者	
記録情報の収集方法	本人・代理人(家族、医療機関等)から提出された支給認定申請書、住民基本台帳、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県精神保健福祉センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス支給決定関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者が希望する福祉サービスを利用するにあたり、支給決定の際に審査を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況、個人番号、職業・職歴、収入状況	
記録範囲	障害福祉サービスを希望する障がい者	
記録情報の収集方法	本人(又は代理人)から提出された福祉サービス支給申請書、住民基本台帳、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	重度障がい者日常生活用具給付事業関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障がい者等の福祉の増進に資するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、個人番号	
記録範囲	給付対象者、同一世帯員	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族、法定代理人、福祉施設等)から提出された給付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当、経過的福祉手当関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特別障害者手当:20 歳以上、重度の障害が複数ある在宅の方を対象として手当を支給するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、個人番号、収入状況、納税状況、年金(老齢・国民・企業・共済・障害・遺族)	
記録範囲	手当受給者とその世帯構成員並びに扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族、医療機関等)から提出された手当支給申請書、課税台帳、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県(障がい福祉課)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	NHK 受信料免除関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者の免除条件に該当する者に対し、NHK 受信料免除を行うために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号	
記録範囲	免除申請者、世帯構成員	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族等)から提出された免除申請書、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	NHK	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	自動車税・取得税減免関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者の社会参加を促進することを目的に一定の要件に該当する場合に自動車税・自動車取得税を減免するための証明書を発行するために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号、続柄	
記録範囲	減免申請者、自動車所有者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族等)から提出された減免申請書、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県(東部県税事務所)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	有料道路通行料金割引申請関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者の自立と社会経済活動への参加を支援することを目的に一定の要件に該当する場合に有料道路の料金を割引するための証明書を発行するために利用する。	
記録項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、続柄	
記録範囲	料金割引申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族等)から提出された料金割引申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	ETC 割引登録係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	重度障がい者タクシー利用券交付申請関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付するために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、障害者手帳内容、代理受領者住所・氏名・連絡先	
記録範囲	重度障がい者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（家族、医療機関等）から提出されたタクシー助成金申請書、課税台帳、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	ハートフル申請関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	鳥取県ハートフル利用証を交付するために利用する。	
記録項目	氏名、住所、電話番号	
記録範囲	利用申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人(家族等)から提出されたハートフル利用申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	鳥取県(障がい福祉課)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	生活保護に関する事務関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護申請手続及び支給事務に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、旅券番号、運転免許証番号、健康保険証番号、住民票コード、個人番号、職業・職歴、学業・学歴、資格、賞罰、趣味、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、印影、給付の額、宛名番号	
記録範囲	生活保護申請者及び生活保護受給者	
記録情報の収集方法	生活保護申請者及び生活保護受給者から提出された書類 生活保護法第 29 条による調査により収集した資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	教育委員会(学校教育課・学校保健給食課)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	中国残留邦人等生活支援事務関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	中国残留邦人等生活支援事務に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、旅券番号、運転免許証番号、健康保険証番号、住民票コード、個人番号、職業・職歴、学業・学歴、資格、賞罰、趣味、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、印影、給付の額、宛名番号	
記録範囲	中国残留邦人及び特定配偶者	
記録情報の収集方法	中国残留邦人及び特定配偶者から提出された書類 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条及び第 15 条による調査により収集した資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	教育委員会(学校教育課・学校保健給食課)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	法外援護事務関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者が生活保護では賄いきれない需要に対して支援を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、旅券番号、運転免許証番号、健康保険証番号、住民票コード、個人番号、職業・職歴、学業・学歴、資格、賞罰、趣味、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、印影、給付の額、宛名番号	
記録範囲	生活保護受給者	
記録情報の収集方法	生活保護申請者及び生活保護受給者から提出された書類 生活保護法第 29 条による調査により収集した資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	特別弔慰金給付金事務関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特別弔慰金の支給を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、旅券番号、運転免許証番号、健康保険証番号、住民票コード、個人番号、職業・職歴、学業・学歴、資格、賞罰、趣味、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、印影、給付の額、宛名番号	
記録範囲	特別弔慰金の裁定請求を行う者	
記録情報の収集方法	特別弔慰金の裁定請求を行う者から提出された請求書・印鑑等届出書・戸籍書類 等 戦没者等の妻に対する特別給付を受ける者から提出された請求書・年金証書等(写)・戸籍書類 等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	MISALIO 国民健康保険料賦課システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者に対する資格管理及び国民健康保険料の賦課を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況、居住状況、被保険者番号、住民票コード、個人番号、資産状況、収入状況、納税状況、印影、給付の額	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	所得未申告者、住基システム、特別徴収データ関係	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	国保総合システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者に対する療養費及び高額療養費の計算等を行い給付の決定をするために利用する。医療・健診情報等を一括して把握し、保健指導や資格確認、医療費通知・ジェネリック通知作成のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、被保険者番号、給付の額、病歴、支援措置状況、郵便物送付先	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	医療機関からのレセプト情報や給付金（高額療養費、療養費等）の情報を国保連合会より取得、住基システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	特別医療費受給資格証交付(更新)申請書ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	小児、ひとり親家庭、障がいがある人等に対し医療費(特別医療費受給資格証交付関係)の一部の助成内容を決定するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、健康保険証番号、障害者手帳、収入状況	
記録範囲	特別医療費受給資格証交付(更新)申請書を提出した者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	本人の申告、住基システム、個人市県民税に関する事務関係、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳交付関係、生活保護に関する事務関係、中国残留邦人等生活支援事務関係、児童扶養手当関係、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	特別医療費申請書等ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	小児、ひとり親家庭、障がいがある人等に対し医療費（特別医療費関係）の一部の助成内容を決定するために利用する。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、健康保険証番号、障害者手帳、収入状況	
記録範囲	特別医療費申請書等を提出した者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	本人の申告、住基システム、個人市県民税に関する事務関係、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳交付関係、生活保護に関する事務関係、中国残留邦人等生活支援事務関係、児童扶養手当関係、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭特別医療更新関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、健康保険証番号、収入状況	
記録範囲	ひとり親家庭特別医療費受給資格者とその世帯員	
記録情報の収集方法	本人の申告、住基システム、個人市県民税に関する事務関係、生活保護に関する事務関係、中国残留邦人等生活支援事務関係、児童扶養手当関係目的外利用、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	障害者特別医療更新関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	障がいがある人等に対し医療費の一部を助成するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、健康保険証番号、障害者手帳、収入状況	
記録範囲	障害者特別医療費受給資格者	
記録情報の収集方法	本人の申告、住基システム、個人市県民税に関する事務関係、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳交付関係、生活保護に関する事務関係、中国残留邦人等生活支援事務関係、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	特別医療費助成資格台帳(システム)	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	小児、ひとり親家庭、障がいがある人等で医療費助成対象者の資格等を管理するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、健康保険証番号、個人番号、障害者手帳、医師の診断書、収入状況、金融機関口座	
記録範囲	特別医療費受給資格者とその世帯員	
記録情報の収集方法	本人からの医療費助成申請書、住基システム、個人市県民税に関する事務関係、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳交付関係、生活保護に関する事務関係、中国残留邦人等生活支援事務関係、児童扶養手当関係、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国保連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	未熟児養育医療給付台帳(システム)	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	養育医療給付の対象者の治療状況や負担金額等を管理するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、健康保険証番号、職業・職歴、医師の意見書、収入状況、住民税申告書	
記録範囲	給付対象者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	本人、同世帯員の申告、住民基本台帳システム、個人市県民税に関する事務（申告受付に関する部分を除く。）、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	国民年金システム 国民年金被保険者資格に係る事務関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者資格適用に係る手続きを行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、住民票コード、個人番号、基礎年金番号	
記録範囲	国民年金被保険者	
記録情報の収集方法	本人の申告、日本年金機構から送付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	国民年金関係書類送付書(給付)ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者及び受給者給付に係る手続きを行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄	
記録範囲	国民年金被保険者及び受給権者	
記録情報の収集方法	ファイルから抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	MCWEL 後期高齢者システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	MCWEL 後期高齢者システムにおける後期高齢者医療保険制度に係る資格確認書等の交付、保険料の通知・賦課、給付事務を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、健康保険証番号、個人番号、年金記号番号、収入状況、納税状況、公的扶助、保険料納付状況、介護保険料額、印影、銀行口座、郵便物送付先、支援措置状況	
記録範囲	後期高齢者医療保険被保険者及び世帯員	
記録情報の収集方法	宛名システム、個人住民税システム、生活保護受給者情報ファイル、介護保険システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合、日本年金機構、居住自治体、本人又は代理人からの交付申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県後期高齢者医療広域連合、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療電算処理システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療電算処理システムにおける後期高齢者医療保険制度に係る資格確認書等の交付、保険料の通知・賦課、給付事務を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、健康保険証番号、個人番号、在留資格、収入状況、納税状況、公的扶助、保険料納付状況、印影、給付の額、銀行口座、郵便物送付先、支援措置状況、障害状況	
記録範囲	後期高齢者医療保険被保険者及び世帯員	
記録情報の収集方法	宛名システム、個人住民税システム、生活保護受給者情報ファイル、鳥取県後期高齢者医療広域連合、居住自治体、本人又は代理人からの交付申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	KDB(国保データベース)システムファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保険年金課医療費適正化推進室	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険医療費適正化事業及び国民健康保険保健事業の実施のためのデータ集計、リスト作成に利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、被保険者番号、住民票コード、給付の額、病歴、健診結果、要介護認定状況	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	医療機関からのレセプト情報を国保連合会より取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		